破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅10棟404号
債務者　髙橋　里沙（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１１６号
大阪府寝屋川市池田中町29番15―308号
債務者　野口　時子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１号
鹿児島県姶良市加治木町反土2340番地８
債務者　白尾　邦春
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
北海道北斗市公園通１丁目６番５号
債務者　百々　正二
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
函館市富岡町１丁目38番19号
債務者　佐々木志津子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目14番５号
債務者　阿部　茂樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
函館市銭亀町147番地
債務者　大塚　繁夫
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
岩手県一関市高崎町４番20号、前住所岩手県一関市竹山町４番53号
債務者　黒澤　卓郎
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９号
群馬県太田市台之郷町681番地14
債務者　塚越登実雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０号
群馬県太田市台之郷町681番地14
債務者　塚越由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２９号
群馬県太田市内ケ島町1391番地５　シャトレーヌマンション205号
債務者　黒﨑　哲夫
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２号
岐阜県揖斐郡池田町六之井1642番地の１　岸アパートＣ号室
債務者　坂口　太旨
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
名古屋市南区豊田３丁目16番28号　ファミールＫ―302号
債務者　青山相明こと沈相明こと　沈　　明浩
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
三重県伊勢市大湊町490番地75
債務者　濱田　伊子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田1136番地144、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝1204番地６
債務者　横澤美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３号
山形県東置賜郡川西町大字大塚1303番地の２
債務者　後藤　忠雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４号
山形県米沢市中田町858番地の26
債務者　鈴木　香織（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１６号
山形県米沢市中田町858番地の26
債務者　鈴木　藤子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　山形地方裁判所米沢支部